

## 4. 北海道てんかん地域診療連携体制整備事業 2021 年度活動報告

札幌医科大学 医学部脳神経外科学講座  
三國 信啓

北海道での上記整備事業は 2019 年 12 月に行政（北海道）とてんかん診療拠点として選定された札幌医科大学附属病院との間で、協定書が取り交わされた。これに沿って、てんかん治療医療連携設置要綱を設置し、2020 年 3 月 3 日から施行することになった。その後北海道では、COVID19 緊急事態宣言が全国的に先駆け発令され、2021 年度も保健所や行政はその対応に追われた。その為、予定された道内各地保健所への周知や講演会など教育活動、相談事業は制限された。地域診療施設へのポスター送付、てんかん学会地方会や診療連携に関する WEB 開催研究会における紹介という形で本事業の周知を行った。第 7 次医療計画にも参画し、てんかん地域診療連携体制整備事業に係る二次診療医療機関候補リストを作成し、今後連携体制を構築していく。

以下に協議会設置要綱と構成員を示す。

## てんかん治療医療連携協議会 構成員

区分	所属	職・氏名
医師	札幌医科大学 脳神経外科	教授 三國 信啓
	北海道大学 てんかんセンター長	教授 久住 一郎
	旭川医科大学 精神医学	名誉教授 千葉 茂
	中村記念病院 脳神経内科	溝淵 雅広
	札幌医科大学 神経科学	教授 長峯 隆
	マロニエ通クリニック	院長 越智 さと子
コーディネーター	札幌医科大学 脳神経外科	助教 菅野 彩
北海道	障がい者保健福祉課	医療参事 堀 幹典
		主査（相談支援）松野 由紀子
道立精神保健福祉センター	道立精神保健福祉センター	所長 岡崎 大介
道立保健所	（別途依頼）	
てんかん患者等		
事務局	医事経営管理部医事経営課	副課長 清水 知視
		係長 穴蔵 大介
		主事 佐藤 わかな

## てんかん治療医療連携協議会設置要綱

### (設置)

第1条 札幌医科大学附属病院（以下「附属病院」という。）において、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、てんかんについての助言・指導や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を実施し、てんかん診療における地域連携体制を整備することを目的に、てんかん地域医療連携協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

### (業務)

第2条 地域協議会は、附属病院における事業計画の策定、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、てんかん対策の効果が検証可能なものとなるよう、事前に効果の指標を設定し、その指標に基づいて対策の効果の評価を行う。

### (組織)

第3条 地域協議会は、次の構成で行う。

- (1) てんかん治療を専門的に行っている医師
  - (2) てんかん診療支援コーディネーター
  - (3) 北海道
  - (4) 道立精神保健福祉センター
  - (5) 道立保健所
  - (6) てんかん患者及びその家族
- 2 地域協議会には、会長を置く。  
3 会長は、構成員の互選により選出する。  
4 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。  
5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

### (職務)

第4条 会長は、地域協議会が行う業務の円滑な推進等を図るため、必要な業務を統括する。

### (任期)

- 第5条 任期は2年とし、再任を妨げない。  
2 欠員により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (地域協議会)

- 第6条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。  
2 協議会は、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。  
3 議長は、必要に応じて会議の構成員以外の者を出席させ、必要な説明及び意見を聞くことができる。

### (事務局)

第7条 地域協議会の事務局は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び附属病院医事経営管理部とする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項については、附属病院長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。